

## 日本教育社会学会 倫理ガイドライン

### 策定の目的と趣旨

日本教育社会学会（以下、本会）は、2001年に「日本教育社会学会 研究倫理宣言」を発表したのち、2019年9月に「日本教育社会学会 倫理規程（以下、倫理規程）」を定めました。本ガイドラインは、倫理規程の第10条2項に基づいて作成されています。その目的は、日本教育社会学会会員が、その研究活動、教育活動、学会活動等において、具体的にどのような行動規範が求められているか、その基本的な考え方や姿勢、留意すべき事項などを、できるだけ具体的に示すことで、研究や教育に役立てていただくことです。

教育社会学という学問は、人間形成や教育だけでなく、教育と社会の関係を探求する学問として、研究対象が幅広く、研究手法も多岐にわたっています。それにとめない研究者に求められる倫理コードも、研究手法や対象の違いから複雑化しています。そして実際の研究や調査の場面では、研究者に多面的な配慮が求められる時代となっています。研究の国際化も進展し、諸外国の法律を参照する必要もでてくるでしょう。Web調査やオンラインによるデータ収集の拡大によって、調査研究を行う上での新たな問題が検討されています。こうした調査方法や調査環境の変化に対応することも必要です。

社会の変化によって、倫理ガイドラインの具体的な内容は、変わる部分もありますが、その基本精神は人間の尊厳を重視し、人間の幸福および社会の福祉の実現に貢献する点で一貫しています。この基本精神を忘れず、学問的誠実性を守り、研究者の活動が社会からの信頼を得るためにも、研究や調査あるいは社会活動において尊重すべき倫理的態度とその具体的な留意事項を知っておくことは、現代の研究者にとって重要なことです。

研究倫理宣言や倫理規程にも述べられているように、このガイドラインの根底にある本学会の基本方針は以下のとおりです。

1. 基本的人権を尊重して研究・教育活動を行い、自らの行為に倫理的責任をもつこと
2. 会員の活動が社会的な影響力を持つことを自覚し、社会的に責任ある行動をとること
3. 研究倫理を守り、他者の権利や成果を侵害しないこと

本会は、これらの基本方針に基づく啓発を継続的に行うとともに、会員が健全で建設的な研究の相互批判および相互検証が行えるような場の確保に努めます。

倫理上の規範を遵守することは、会員が他者の人権を守る方途であるだけでなく、会員が教育者あるいは研究者として真理を探究する上で必要な良心と自律をさまざまな圧力から守る力にもなります。本会の社会的信頼と、会員の良心および自律のために、本ガイドラインが有効活用されることを望みます。

# 日本教育社会学会 倫理ガイドライン（第1版）

## 目 次

### 1. 研究・調査における基本的行動規範

- ① 研究・調査に対する責任の自覚
- ② 調査の必要性の確認と対象者の負担の自覚
- ③ 人を対象とする調査研究における対象者の保護と誠実な対応
- ④ プライバシーの保護と情報の管理
- ⑤ インターネットを用いた調査に関する留意事項
- ⑥ インフォームド・コンセント
  - 1) 調査対象者に事前に説明すべきこと
  - 2) 調査の同意が得にくい事例への対処
- ⑦ インフォームド・コンセントに関する留意事項
- ⑧ 所属機関等における倫理審査の活用

### 2. 研究活動における不正行為の禁止

- ① データの捏造・偽造・改ざん
- ② 剽窃・盗用
- ③ ギフト・オーサーシップとゴースト・オーサーシップ
- ④ 学問的不正行為を援助したり、けしかけること
- ⑤ 共同研究者・共同執筆者への適切なクレジットの必要性
- ⑥ 学問的経歴の改竄や不正な変更
- ⑦ 二重投稿

### 3. 著作権および研究成果の公表時の注意事項

- ① 著作権への配慮
- ② 文献や情報の引用・参照についての注意事項
  - 1) 引用の不備
  - 2) 自著の文献の引用・参照および再録
  - 3) 「孫引き」に関する注意
  - 4) インターネット上の情報の引用
  - 5) 図表や図版の使用

### 4. 適正に研究を遂行するために留意すべき点

- ① 研究資金の適正な取り扱い
- ② 利益相反の回避
- ③ 共同研究の留意点
- ④ 論文投稿・審査に関する注意

### 5. ハラスメントの禁止

- ① ハラスメントの防止

- ② ハラスメントへの対応

## 6. 多様性の尊重

## 7. 倫理委員会の役割

### 【参考資料】

---

## 1. 研究・調査における基本的行動規範

### ① 研究・調査に対する責任の自覚

研究者が研究や調査を行う際には、その目的、過程、結果および波及効果に対し、社会的な責任をもたなければなりません。研究・調査を行う際には、基本的人権を尊重し人間の幸福および社会の福祉に貢献するという原則に立ち返って、その内容が社会的正義に反していないかを自問し、対象者や関係者の人権を侵害する恐れがないか、調査を受ける対象者の視点に立って考える姿勢をもって、対象が持つ特性を十分に理解した上で、慎重に実施することが求められます。

研究を遂行することが第一目的となって、対象者を単なる情報提供者や研究資料として考えてしまうと、調査者や調査そのものが対象者を傷つけることにもなります。このような、調査対象者に対する想像力が欠如した調査研究は、厳に慎まなければなりません。それゆえ、社会調査を行う際の基本的な姿勢や配慮事項を理解した上で、調査を行う必要があります。量的調査、質的調査のいずれであるかを問わず、以下の行動規範や配慮事項の十分な理解が求められます。

### ② 調査の必要性の確認と対象者の負担の自覚

調査計画にあたって、自らの行おうとする調査そのものが、先行研究の踏査その他の方法では得られない知見を得るために必須の手段であるかを自問し確認しなければなりません。また調査の内容を目的に対して合理的なものとするとともに、調査対象者の人権に配慮し、その物理的・心理的負担をいたずらに増大させないようなものとする必要があります。

### ③ 人を対象とする調査研究における対象者の保護と誠実な対応

人を対象とする研究や調査を行う際には、個人情報を獲得することの責任を自覚し、対象者を保護することがきわめて重要です。社会調査の対象となることは、大なり小なり、一定の物理的・心理的負担を伴います。会員は、調査対象者に負担をかけることは避けがたいということを認識したうえで、その負担を必要最小限のものにするよう努力する必要があります。

とりわけ調査対象者が園児、児童、生徒、学生であるとき、または未成年であるときには、対象者の生育、成長、学習に対して、調査がネガティブな影響を与えることがないように、細心の注意を払わなければなりません。

#### ④ プライバシーの保護と情報の管理

社会調査を行うときは、調査対象となった個人あるいは組織としての尊厳を尊重し、そのプライバシーを守ることに最大限の努力を払わなければなりません。

- a. 社会調査の過程で得られた個人あるいは組織に関する情報を、調査対象の同意なく第三者に開示してはなりません。このとき、個人、組織が同定できるような情報の開示は厳しく戒められることに加え、個人、組織が同定できないような内容であっても、調査の目的を逸脱して第三者に情報を開示することは厳に慎むべきであることを銘記しましょう。
- b. 社会調査の過程で得られた調査対象に関する個人情報（標本リストなど）は、分析データとは別個にインターネットに接続しない環境で保存するなど適切に管理し、漏洩を防ぐことが求められます。ここでいう「適切な管理」には、「適切な破棄」も含まれます。調査票などの紙情報であれ、データ入力した後の電子情報であれ、記録、暗号化、通信・運搬、利用後の裁断、消去、媒体の破壊などには細心の注意を払いましょう\*。

\* 原則として資料（データ等）は論文等の発表から 10 年間、試料等の有体物は同じく 5 年間にわたって保存することが推奨されています。

- c. 社会調査に基づく論文等の研究成果を公表する際には、公表によって調査対象者に不利益が生じないことを改めて確認しなければなりません。また、調査対象者に公表の事実を通知することが必要な場合もあります。

#### ⑤ インターネットを用いた調査に関する留意事項

Web 調査を行う場合や、オンライン上の個人や共同体の発信する情報を分析の対象とする場合などには、調査対象者のプライバシーの保護はいうまでもなく、情報の譲渡権を含めた以下の諸点を事前に検討し、適切に対処する必要があります。

- a. たとえ匿名であってもプライバシーに関する対象者の期待や認識を理解し、プライバシー保護に配慮すること
- b. オンライン上の情報を分析者に提供する際の譲渡権に関する法的根拠や対象者の知覚・認識・同意について配慮すること
- c. 提供され譲渡されたデータや個人情報につながる情報の匿名性を確保し、情報漏洩のないようデータを管理すること

#### ⑥ インフォームド・コンセント

会員が社会調査を行うときは、調査の内容に関して事前に十分な説明を行い、調査対象となることについて同意を得る（インフォームド・コンセントを得る）必要があります。

##### 1) 調査対象者に事前に説明すべきこと

- a. 研究の目的、調査の目的、調査方法
- b. 研究助成や調査委託に関わる組織や団体の情報
- c. 個人情報の管理の方法、セキュリティ対策やデータの管理

調査で取得したデータは、調査対象者のプライバシーを保護しつつ、適切に管理し保管あるいは破棄する必要があります。このとき、データを用いて研究成果を発表した後にも、根拠となったデータの所在の証明を求められるといったこともありうるため、所属機関等で定められたデータ保管の期間を確認するなどの留意が必要です。

- d. 調査データのまとめ方や結果の提示の仕方、情報の管理の仕方、結果の公開・公表の方法や媒体等
- e. 調査の対象となることによって個人あるいは組織が被りうる影響
- f. 調査を拒否する自由

調査対象である個人および組織には、社会調査への協力を拒否する自由があります。調査対象者は、拒否の理由を明らかにする必要はありません。同時に、調査参加前あるいは調査の対象となることを承諾した後のいかなる時点においても、その承諾を撤回し、調査を拒否する権利があること、かつ撤回によって個人や組織に不利益が生じないことを、対象者に事前に伝えておく必要があります。

## 2) 調査の同意が得にくい事例への対処

園児、児童、生徒、学生または未成年あるいは心身に重篤な疾病を持つ人など、社会的に保護が必要な個人を調査の対象としようとするときには、調査対象者から得るべき同意に関して、次に掲げる各項目についても留意しなければなりません。

- a. 当該の個人の保護・教育ないし監督について責任を負っていて、かつ調査の目的と手法に照らして適切であると判断される人物に対して、上記に示した調査前に説明すべき内容を示し、当該の個人を調査の対象とすることについての同意を得る必要があります。なお、この人物からの同意が得られる場合であっても、当該の個人には調査の対象者となることを拒否する権利があることは銘記しましょう。
- b. 調査の同意を得ようとするとき、同意を得るべき保護者が誰であるかについても注意が必要です。例えば、未成年者に関して、親権者が常に保護者であるとは限らないなど、慎重な対応が必要な場合がありうることを意識しましょう。

## ⑦ インフォームド・コンセントに関する留意事項

本ガイドラインでの定めにかかわらず、調査の内容や方法によっては、インフォームド・コンセントに関する倫理規定になじまない場合もあります。参与観察などのように、調査が遂行されていることそのものを対象者に告知することによって、調査の結果が大幅に影響を受けることが自明である場合がそれに当たります。しかしこれらの場合であっても個人のプライバシーの保護には最大限の努力と細心の注意を払う必要があります。さらに、対象者の承諾を得ることなく調査を行った場合であっても、調査終了後あるいは結果の公表に先がけて、調査の事実を対象者に告知し、結果の公表についての了承を得るような手続きや配慮が推奨されます。

## ⑧ 所属機関等における倫理審査の活用

人を対象とする調査研究を行うにあたっては、その実施に先だって調査計画の内容・方法等について審査を受け、適切と判断されることを求められる場合があります。多くの高等教育機関のほか、病院などの施設がそのような審査を行う倫理審査委員会を

設けています。会員は、人を対象とする調査研究を行う際には所属機関の定めに沿って、倫理審査を受ける必要があります。所属組織内に倫理審査委員会が存在しない場合や、調査計画に照らして適切な分野を取り扱う倫理審査委員会が置かれていない場合などには、所属組織の管理責任者や、成果の発表を予定している媒体の発行元などと対策を相談することが適切な場合もあります。

## 2. 研究活動における不正行為の禁止

研究の遂行や成果の発表に関わり、研究倫理の基準に反し以下に示す不正を行うことは、研究者に対する社会の信頼を裏切るばかりか、研究者としてあるいは市民としての自身の名誉を回復不能なまでに傷つけうる行為であることを自覚しましょう。

### ① データの捏造・偽造、改ざん

捏造・偽造とは、実際には存在しないデータや研究結果等を作成して、あたかも存在するかのように偽ることです。改ざんとは、存在する研究資料、データ、結果、機器、研究過程等に恣意的に手を加えて、真正ではないものに変造することです。さらに、特定の考え方や仮説にあうデータや結果だけを選んで報告するごまかしも、不正行為です。

### ② 剽窃・盗用

研究活動や研究成果の公表において、他者のオリジナリティを尊重することは、何より重要です。剽窃・盗用とは、他者のアイデアや論文、用語、データ、結果、図表、分析・解析方法などのすべてあるいは一部を、適切な表示なく自分が作成したものとして自分の名前で発表することです。たとえそれが一部分であっても、適切な引用等をしないでパラフレーズしたり、自分の名前で公表することは、盗作・盗用とみなされます。なお、研究会や学会などディスカッションの場で表明された他者のアイデアを断りなく自分のものであるかのように発表することも避けなければなりません。

### ③ ギフト・オーサーシップとゴースト・オーサーシップ

研究に実質的な関与のない者を論文等の研究成果の著者として示すこと（ギフト・オーサーシップ）や、あるいは研究に重要な関与のある者を著者として示さないこと（ゴースト・オーサーシップ）も不正行為です。なお、研究の過程に貢献しながらも、その貢献の性格により著者として示すことが適切ではない人物が存在することも考えられますが、このような場合当該の人物は著者とせず、氏名を挙げて貢献の事実を謝辞（acknowledgment）や注の形で示すことも考えられます。

### ④ 学問的不正行為を援助したり、けしかけること

不正を働くよう、個人を手助けしたり、けしかけること自体も、不正行為です。

### ⑤ 共同研究者・共同執筆者への適切なクレジットの必要性

共同研究者がいる場合や、共同執筆者がいる場合に、適切なクレジットを与えずに公表・出版することは倫理違反となります。共同研究として共同で収集したデータや、共同

研究者がいる仕事では、研究代表者など責任者の許可を受けずに、早計に公表・出版してはなりません。同様に、他に責任を持っているメンバーがいる場で収集あるいは作成された研究成果などを公表する場合も、責任者の許可が必要です。

#### ⑥ 学問的経歴の改竄や不正な変更

自らの学問的履歴や経験について事実とは異なる情報を公にすることは、厳しく戒められます。また、適切な認定や認可を受けず、実質的な教育を行わずに対価をとって学位のようなものを与える業者（いわゆるディプロマ・ミル）が発行する学問的な資格に見えるものを自らの学位として称することは、本人の悪意の有無にかかわらず、研究者としての信用を著しく傷つける行為です。また学生などの成績証明書、推薦の文書などを偽造したり、不正に変更することは倫理違反行為となります。

#### ⑦ 二重投稿

同一内容の論文等を異なる媒体に同時に投稿することや、出版済みの論文と本質的に同一内容の論文を投稿することは、研究倫理に反する不正行為です。

### 3. 著作権および研究成果の公表時の注意事項

他者の学問的研究とその成果を尊重し、自らの研究成果において適切に引用・言及することが求められます。関連する先行研究を故意に無視することは、学問的誠実性に欠ける行為とみなされる可能性があります。

論文や書籍、研究の草稿、講演、新聞雑誌等の記事などで示された文章、アイデア、結果、データ、図表、イラストなどはすべて著作権の対象となります。著作物やアイデアなどは、著作権法で保護されていますが、保護期間が終了しているものもありえます。著作権については、以下のような点に配慮が必要です。

#### ① 著作権への配慮

インターネット等を通じて、デジタル情報が簡単に入手できる時代ですが、手にした情報のオリジナリティが誰のものであるか著作権者について確認して下さい。また引用や転用が許可されていない場合もありますので、慎重に検討したうえで、引用・参照する必要があります。元の著作物からコピーや改変をして二次創作する場合も、著作権者の承諾が必要になります。

#### ② 文献や情報の引用・参照についての注意事項

##### 1) 引用の不備

先行研究や他者の成果のオリジナリティを尊重することが重要です。先行例を無視することや引用の不備は、それがたとえ誤認や見落としの場合でも不正とみなされることがあります。研究成果の新規性を詐称したり、不適切な引用をすることも不正に含まれます。

##### 2) 自著の文献の引用・参照および再録

すでに発表した自分自身の研究成果の内容を自分の論文等で使用する場合も、他者の成果を参照する場合と同様の方法で、適切に出典を示さなければなりません。

また、自身がすでに発表した論文等を別媒体に再録する際にはその旨を明記しないと、不正行為とみなされることがあります。再録の際には、オリジナルの論文等の出版者の許諾を得る必要があります。

### 3) 「孫引き」に関する注意

自らが参照した先行研究 A が別の研究 B（いわゆる原典）を引用していて、B の内容を自らの研究成果において引用もしくは参照しようとするときは、原則として原典である B を直接確認する必要があります。何らかの理由で原典である B の入手や確認が不可能であった場合には、自らの研究成果の参考文献情報において、B を直接参照したのではなく、A に引用された内容を参照したことが明らかになるような記載をしなければなりません。

### 4) インターネット上の情報の引用

インターネットでしか入手できない情報を引用する場合は、URL に加えて最終閲覧日を明記する必要があります。また、SNS で発信された情報の引用・参照についてはおのおのサービスのプロバイダが公表している最新の方針を確認するなど、特別な対応が求められることに留意しましょう。インターネットに掲載されている情報であっても、原典が存在する場合は、その URL を記載するだけに留めず、もとの出典に関する情報を確認・明記する必要があります。

### 5) 図表や図版の使用

オリジナリティの高い図表や写真・絵画・歌詞などの使用は、法的には「引用」ではなく、他者の著作物の「使用」となります。したがって、出典を明記するだけでなく、著作権者から使用の許諾を受ける必要があります。

## 4. 適正に研究を遂行するために留意すべき点

### ① 研究資金の適正な取り扱い

研究資金を得たときは、資金が調達された目的に沿って計画的かつ適正な執行に努めなければなりません。本来の目的以外に研究資金を使用することは、私的流用でなくとも不適切な取り扱いとみなされる可能性があることにも留意が必要です。

### ② 利益相反の回避

会員が研究を遂行する上で、所属機関、資金提供者、情報提供者、出版者等がそれぞれの貢献をしていることは軽視できません。その上で、これらの主体と会員との間で何らかの契約あるいは約束がなされる際には、会員はその内容と本会規程の内容との間に齟齬がないことを確認してください。また、会員には、本会規程のみならずそれら主体が定める倫理に関する規程をも同時に遵守するよう努める必要があります。

### ③ 共同研究の留意点

複数の研究者が参加する共同研究には、研究遂行における多角的な視点の獲得やマンパワーの拡大などの利点があります。その一方で、資金の配分、業務の分担、成果発表における著者の順位付けなど、共同研究を遂行する上での特有の課題もあります。したがって、企画の段階から研究目的に照らして合理的な人数での人選を図るとともに、共同研究者間のコミュニケーションを適切に行うことで、明確かつ合理的な合意を形成



するよう努めることが重要です。そうした合意を形成する上で、研究代表者には適切なリーダーシップを発揮することが求められます。

また、非研究者や非学術的な組織・団体等との協働にもとづく共同研究には、上記の利点に加えて、資金調達や希少なデータへのアクセス・利用などの利点があります。その一方で、研究者が自明視しているルールや習慣が必ずしも共有されているとは限らないため、研究者のみによって構成される共同研究とは異なる課題が生じることもありえます。したがって、企画の段階から研究成果の公表に至るまで研究遂行上の対等なパートナーとして尊重し、丁寧なコミュニケーションを通じて、明確かつ合理的な合意を形成するよう努める必要があります。

#### ④ 論文投稿・審査に関する注意

会員が行う研究の成果は、会員が達成したものであると同時に、知的な成果物として公共性を帯びるものです。また、教育社会学に対する社会からの期待に応える上でも、会員の研究成果は時宜を得て公表され、社会に還元されることが求められます。

研究成果を学術誌等の媒体を通じて発表しようとするときには、各々の媒体が定める公刊の手順に従う必要があります。当該媒体が査読の制度を採用している場合、とりわけダブルブラインドのシステムが採用されている場合には、自身の氏名、所属等著者が同定可能となる情報は成果の中では伏せなければなりません。

反対に、学術誌等の査読を行う際にも、各々の媒体が定める査読の手順に従うとともに著者に対する敬意を払う必要があります。査読には公正であることと、遅滞なく行うことが求められます。

また、査読者となったときには、公刊前の研究成果を知ることになる事実を厳粛に受け止める必要があります。査読を担当している成果の内容を自他の研究に流用することは決して行ってはならないことです。守秘の原則を守り、シングルブラインドないしダブルブラインドのシステムが採用されている場合には、自身が査読者であったことを公言してはなりません。さらに、査読終了の際は関係する書類やデータを適切に破棄することも求められます。

## 5. ハラスメントの禁止

会員には、教育および研究等の諸活動において、あるいは市民として、他者を尊重することが求められます。したがってセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントその他のハラスメントにあたる行為は厳しく戒められます。

### ① ハラスメントの防止

性別や組織内での役割、年齢など、ハラスメントは「立場の差」を手がかりに発生しうるものです。会員は、教育および研究等の諸活動において、自身が他者より心理的、身体的、経済的、社会的に優位な立場にあるときは特に、圧伏的、高圧的ととられるような言動を慎まなければなりません。さらに、自らが「好意的」であると自覚する言動が、相手には高圧的あるいは不快と受け取られる可能性もあるということも認識する必要があります。

## ② ハラスメントへの対応

ハラスメントを受けたと自覚した際、ハラスメントを目撃した際、あるいは自身の行為をハラスメントであると指摘された際には、まずは当事者間での意思の疎通を図り、解決を目指すことが理想とされます。しかしそのような意思疎通が不可能である場合も多く考えられます。ハラスメントに関して当事者間での話し合いで解決することが不可能であるような場合には、所属機関の担当部署に相談することが推奨されます。

## 6 多様性の尊重

会員には、教育および研究等の諸活動において、社会の多様性を尊重することが求められます。本会の性格に照らせば、調査研究を行う上で性別、年齢、出自、経歴、宗教、人種、エスニシティ、国籍、言語、障害、健康状態、性的指向、ジェンダー・アイデンティティ、思想信条、家族状況等を主題とすることは大いにありうることです。その場合、これらの多様性を理由として他者に対する差別的な取り扱いをしてはなりません。同時に、上記のような特性のみをもって個人の思考や行動を解釈するようなステレオタイプ化も避けるよう留意する必要があります。

論文、著書、学会発表を問わず研究成果を公表する場合は、差別や偏見につながる表現を使用してはなりません。研究目的に照らして言説資料やインタビューデータの中で用いられている語を引用することが必要な場合はこの限りではありませんが、そのような場合であってもそれが本来不適切な表現であることを明記するなど、十分な配慮をする必要があります。

## 7 倫理委員会の役割

本会の倫理委員会は、会員による公正で建設的な諸活動の遂行を支援する役割を負っています。会員は、倫理委員会に対し、倫理に関する問題についての相談、申し出、問い合わせができます。

### 【参考資料】

本ガイドラインの作成に当たっては、以下の資料を参考にしました。

American Sociological Association, 2018, *Code of Ethics*.

[https://www.asanet.org/sites/default/files/asa\\_code\\_of\\_ethics-june2018a.pdf](https://www.asanet.org/sites/default/files/asa_code_of_ethics-june2018a.pdf) (最終確認日：2021年8月24日)

Australian Sociological Association (The), *Code of Ethics*.

[https://www.tasa.org.au/content.aspx?page\\_id=22&club\\_id=671860&module\\_id=357739](https://www.tasa.org.au/content.aspx?page_id=22&club_id=671860&module_id=357739) (最終確認日：2021年8月2日)

- Bakardjieva, Maria and Feenberg, Andrew, 2000, "Involving the Virtual Subject," *Ethics and Information Technology*, Vol. 2, Issue 4, pp. 233-240.
- 大学改革支援・学位授与機構, 2020, 「新しい学士への途—学位授与申請案内—令和3年度版」.
- Gupta, Shikha, 2017, "Ethical Issues in Designing Internet-Based Research: Recommendations for Good Practice," *Journal of Research Practice*, Volume 13, Issue 2, 14 pages.  
<http://jrp.icaap.org/index.php/jrp/article/view/576/476> 最終確認日: 2021年12月4日)
- 稲垣佑典・瀧川裕貴・大林真也, 2020, 「オンライン実験の進め方: クラウドソーシング・サービスを利用したオンライン実験を例に」 『理論と方法』 35巻1号, pp. 128-143.
- 片岡栄美, 1997, 「学問的誠実性(Academic Integrity)の基準と共同研究の心得」 『理論と方法』 12巻1号, pp. 85-95.
- 文部科学大臣決定, 2014, 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」, 平成26年8月26日.
- 日本学術会議, 2003, 「学術と社会常置委員会報告 科学における不正行為とその防止について」, 平成15年6月24日.
- 日本学術会議, 2015, 回答「科学研究における健全性の向上について」.  
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-k150306.pdf> (最終確認日: 2021年8月24日)
- 日本家族社会学会, 2009, 「日本家族社会学会倫理綱領」.  
<http://www.wdc-jp.com/jsfs/about/doc/koryo20090912.pdf> (最終確認日: 2021年12月4日)
- 日本社会学会, 2016, 「日本社会学会倫理綱領にもとづく研究指針」.  
<https://jss-sociology.org/about/researchpolicy/> (最終確認日: 2021年8月2日)
- 日本社会福祉学会, 2018, 「日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」.  
[https://www.jssw.jp/wp-content/uploads/research\\_guidelines\\_2018.pdf](https://www.jssw.jp/wp-content/uploads/research_guidelines_2018.pdf) (最終確認日: 2021年8月5日)
- Stanford University Metaphysics Research Lab, *Stanford Encyclopedia of Philosophy*.  
<https://plato.stanford.edu/index.html> (最終確認日: 2021年8月29日)

山本圭一郎, 2001, 「文献紹介：バカルジエヴァ、フィーンバーグ『オンラインリサーチ倫理』」『FINE ニュースレター』, No.9.

<http://www.ethics.bun.kyoto-u.ac.jp/fine/newsletter/n09b3.html> (最終確認日：2021年8月3日)

---

第1版作成：日本教育社会学会 倫理ワーキンググループ

2021年9月10日, 日本教育社会学会 理事会承認

2021年12月20日公開